2026年11月

お客様各位

国際コンピューター株式会社
システム部サポート課

重要 令和9年分青色申告特別控除の見直しとICSシステムご利用上の注意点

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

令和8年度税制改正により、令和9年分（2027年分）以降の所得税から、青色申告特別控除が見直されます。新たに75万円控除が設けられる一方、これまで書面申告で55万円控除を受けていた方は、令和9年分から控除限度額が10万円となります。

また、日本ICSの財務処理dbで「優良な電子帳簿の保存」により75万円控除への対応を予定されている場合は、令和9年分の仕訳入力を始める前の設定が重要です。

本案内では、制度変更のポイントと、ICSシステムをご利用いただく際の注意点をご案内します。

敬具

記

青色申告特別控除額の主な変更点

令和9年分からは、青色申告特別控除の控除額や適用要件が変わります。
申告方法や75万円控除の適用要件、ICSシステムで必要となる設定について、次の3つのポイントをご確認ください。

1 書面申告の方は要注意です。

令和8年分までは、一定の要件を満たせば書面申告でも55万円控除を受けられました。令和9年分から、書面申告の場合の控除上限額は10万円になります。

～令和8年分 書面申告	→	令和9年分～ 書面申告
55万円		10万円

2 電子申告では65万円控除を受けられます。

複式簿記で記帳し、貸借対照表・損益計算書を作成したうえで、期限内にe-Taxで申告する場合は、65万円の控除を受けられます。

e-Tax
65万円

現在65万円控除の方が、75万円控除を受けるには、さらに追加要件が必要です。

3 75万円控除の適用には追加要件が必要です。

いずれかの要件を満たす必要があります。

優良な電子帳簿の保存　または　デジタル＊シームレス保存

i 「優良な電子帳簿の保存」により対応する場合は、令和9年分の仕訳入力前からの対応が必要です。設定方法や注意点を**2ページ目でご案内します。**

※［＊］のデジタルシームレス保存はICSでは未対応です。

令和9年分からの主な控除区分

複式簿記+e-Tax+追加要件	複式簿記+e-Tax	複式簿記+書面申告 または簡易な方法による記帳
75万円	**65万円**	**10万円**
・正規の簿記の原則で記帳 ・貸借対照表・損益計算書を作成 ・期限内にe-Taxで申告 ・優良な電子帳簿または、デジタルシームレス保存	・正規の簿記の原則で記帳 ・貸借対照表・損益計算書を作成 ・期限内にe-Taxで申告	・複式簿記で記帳し、書面で申告 ・簡易な方法による記帳 ※ 前々年分の収入金額が1,000万円を超える場合は適用されません。

75万円控除に向けたICSシステムの設定
～ 令和9年分の仕訳入力前にご確認ください ～

日本ICSの財務処理dbで「優良な電子帳簿の保存」により75万円控除への対応を予定されている場合は、令和9年分の仕訳入力を始める前に「電子帳簿保存」の設定をご確認ください。また、「電子帳簿保存：行う」に設定すると、一部の操作や顧問先とのデータ連携が従来と異なるため、あわせて以下の注意事項をご確認ください。

「電子帳簿保存：行う」に設定する前にご確認ください。

電子帳簿保存を行う設定にすると、従来の操作に制限のある業務があります。事前に運用への影響をご確認ください。

一部の操作に制限があります

電子帳簿の保存要件に対応するため、仕訳データの訂正や削除に関する一部の操作が制限されます。

仕訳の挿入
既存仕訳の間に新しい仕訳を挿入することはできません。

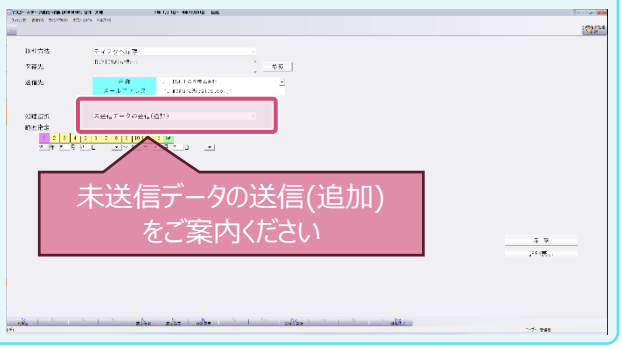
日付順の並び替え
日付順などの並び替えができなくなります。

月指定データ取消
月単位でまとめて仕訳を取り消すことはできません。

顧問先とのデータ連携にご注意ください

顧問先とのデータ連携方法によっては、仕訳が重複する可能性があります。**顧問先には、「未送信データの送信（追加）」で送信していただくようご案内ください。**

推奨する連携方法



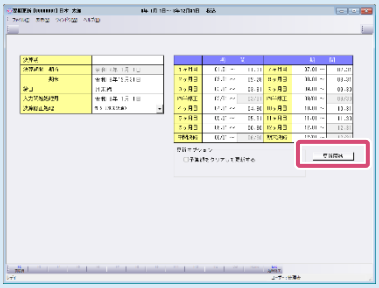
翌期更新時の設定方法

令和8年分から令和9年分へ更新する際に、以下の設定を行い更新してください。

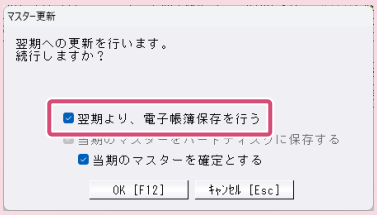
1 翌期更新を選択
「導入・更新」から「翌期更新」を選択します。



2 更新開始を選択
決算期間を確認し「更新開始」を選択します。



3 更新を開始
「翌期より、電子帳簿保存を行う」にチェックし「OK」を選択します。



「電子帳簿保存：行う」設定になっているかは、新規会社登録・修正・削除の「経理処理情報」で確認できます。

75万円控除を適用する場合は、
電子帳簿保存設定を確認せず令和9年分の仕訳入力を開始しないよう、ご注意ください。

優良な電子帳簿の運用上の注意点

～ 設定だけでなく、期中の運用も重要です ～

75 万円の青色申告特別控除を受けるためには、仕訳帳・総勘定元帳について、
課税期間の最初から「優良な電子帳簿」の要件を満たして備え付け・保存する必要があります。

1 取引を順次記帳する

会計事務所に記帳を委託している場合も認められますが、課税期間中に記帳せず、期末後に1年分をまとめて記帳する方法は認められません。通常の“業務処理サイクル”(最長2か月)に応じて記帳してください。

> ! 年1回まとめて記帳する運用では、優良な電子帳簿の要件を満たしません。

2 帳簿データを顧問先へ定期的*に提供する

会計事務所で記帳代行を行っている場合は、会計事務所で作成した帳簿データを、通常の業務サイクルに応じて顧問先へ提供し、顧問先のPCで帳簿を画面表示または書面出力できる状態にしておく必要があります。



定期的に提供（還元）

3 顧問先とデータをやり取りしている場合

経理上手くんa単体では、優良な電子帳簿の要件を満たしません。会計事務所で「ICS電子帳票」を作成し、顧問先へ定期的*に提供して保存する運用をご検討ください。顧問先がATOM Ⅱなどで財務処理dbをご利用の場合は、ICS電子帳票は不要です。

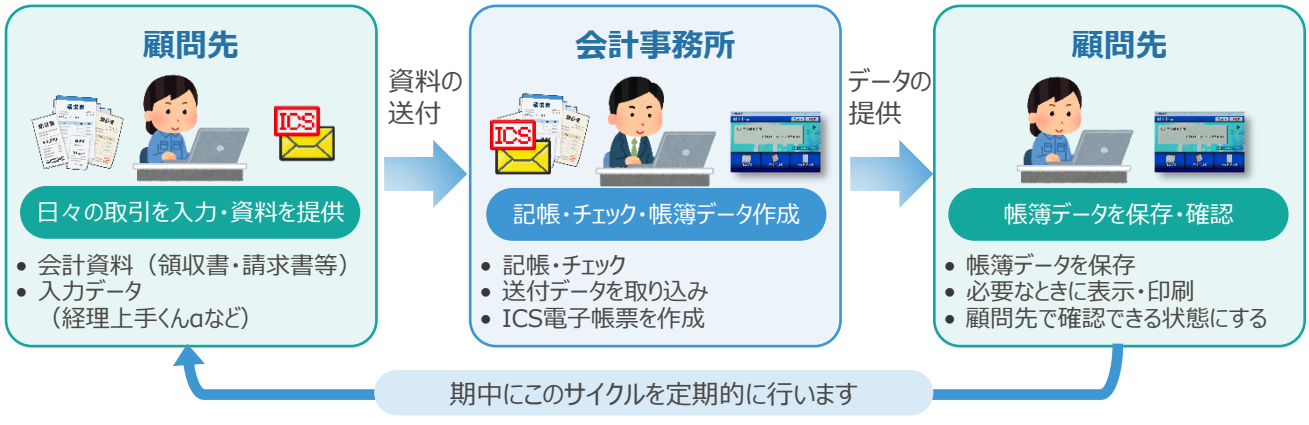
> ! パソコン変換などでデータをやり取りしている場合は、会計ソフト側の電子帳簿保存への対応状況をご確認ください。

※ [＊]の定期的とは「通常の業務サイクル（最長2か月）」を言います

（参考）ICS電子帳票については講習会動画をご参照ください。
MYICS＞講習会動画＞DX化＞会計事務所DX化講習会テキスト　帳簿のデジタル化～ICS電子帳票システム～

運用の流れ

会計事務所と顧問先でデータをやり取りしながら、期中に帳簿の作成・保存を定期的に行います。



届出書の提出も忘れずに

優良な電子帳簿の保存により、75万円の青色申告特別控除を受ける場合は、適用を受ける年分の確定申告期限までに所定の届出書を提出する必要があります。

※ すでに優良な電子帳簿の保存により65万円の控除を受けている場合は、改めて提出する必要はありません。

届出書の様式・詳細はこちら ＞国税庁ホームページ
「優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により75万円の青色申告特別控除を適用しましょう！」